様式第3号（第3条関係）

児童会利用不承認通知書

不承認番号第　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市教育委員会

教育長

申請がありました児童会の利用については、次の理由により承認できませんので通知します。

（承認できない理由）

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。